

第71回京都市都市計画審議会 次第

◎日 時 令和2年7月30日（木） 午後2時～

◎場 所 京都経済センター 3階会議室
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

◎次 第

1 開会

2 議事

- ・計議第303号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更について（京都市決定）
- ・計議第304号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区の決定について（京都市決定）（京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区）
- ・計議第305号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更について（京都市決定）
- ・計議第306号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度利用地区の変更について（京都市決定）
- ・計議第307号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について（京都市決定）（四条通地区地区計画）
- ・京都市都市計画マスタープランの見直しについて（報告）

3 閉会

京都市都市計画審議会委員

区 分	氏 名 (敬称略)	備 考
条例第2条第2項第1号委員	板 谷 直 子	立 命 館 大 学 客 員 研 究 員
	川 崎 雅 史	京 都 大 学 大 学 院 教 授
	兒 島 宏 尚	京 都 商 工 会 議 所 専 務 理 事
	佐 藤 由 美	奈 良 県 立 大 学 教 授
	島 田 洋 子	京 都 大 学 大 学 院 准 教 授
	須 藤 陽 子	立 命 館 大 学 教 授
	塚 口 博 司	立 命 館 大 学 特 任 教 授
	中 嶋 節 子	京 都 大 学 大 学 院 教 授
	牧 紀 男	京 都 大 学 教 授
	三 浦 研	京 都 大 学 大 学 院 教 授
	宮 川 邦 博	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター専務理事
同項第2号委員	しまもと 京 司	産 業 交 通 水 道 委 員 会
	西 村 義 直	ま ち づ く り 委 員 会
	平 山 た か お	総 務 消 防 委 員 会
	森 田 守	ま ち づ く り 委 員 会
	かまの 敏 徳	ま ち づ く り 委 員 会
	樋 口 英 明	ま ち づ く り 委 員 会
	山 田 こ う じ	総 務 消 防 委 員 会
	曾 我 修	文 化 環 境 委 員 会
	吉 田 孝 雄	教 育 福 祉 委 員 会
	山 岸 た か ゆ き	文 化 環 境 委 員 会
	江 村 理 紗	産 業 交 通 水 道 委 員 会
こ う ち 大 輔	総 務 消 防 委 員 会	
同項第3号委員	池 口 正 晃	国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 企 画 部 長
	富 山 英 範	京 都 府 建 設 交 通 部 長
	石 丸 洋	京 都 府 警 察 本 部 交 通 部 長
同項第4号委員	筈 谷 友 紀 子	市 民 公 募 委 員
	村 上 岳	市 民 公 募 委 員

平成12年3月31日

条例第67号

京都市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法に定めるもののほか、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 11人以内
- (2) 市議会議員 12人以内
- (3) 国の関係行政機関又は京都府の職員 3人以内
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の区域内に住所を有する者で市長が特に必要と認めるもの 2人以内

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、第2条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等又は専門委員をもって組織する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市都市計画審議会条例（昭和44年10月1日京都市条例第24号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、1年とする。

4 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

平成12年3月31日

規則第130号

京都市都市計画審議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の部会ごとに部会長を置く。

- 2 部会長は、会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 京都市都市計画審議会条例施行規則（昭和44年10月1日京都市規則第109号）は、廃止する。